

育児休業延長許容届

本届出は入園申込み時点で

「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方」用の書類です。

本届出に記入の上、申込書類と同時に提出してください。

本届出を提出した児童については、調整指数18番（令和8年度入園のしおりP.38）を減算したうえで、保育所等の利用調整を行います。

本届出を提出すると、保育所等の入所の可能性が著しく低くなります。

育児休業の延長も許容できる児童についてご記入ください。（※注）

該当の申請年月	令和 年 月 入園分	該当の申請年月	令和 年 月 入園分
児 童 氏 名 ①	フリガナ	児 童 氏 名 ②	フリガナ
生 年 月 日	令和 年 月 日生	生 年 月 日	令和 年 月 日生
第 1 希 望 園		第 1 希 望 園	
ク ラ ス 年 齢	歳児クラス	ク ラ ス 年 齢	歳児クラス

（※注）兄弟同時に申し込みする場合は、入所の可能性が著しく低くなってもよい児童の名前のみ記載ください。
入園希望の児童の名前を本届出に記載すると、入所の可能性が著しく低くなりますので、ご注意ください。

<確認事項>

- ◆保護者が育児休業中の場合のみ、本届出を提出できます。
（育児休業中であることが就労証明書で確認できる場合に限ります。）
- ◆本届出を提出する場合においても申込書類一式が必要となります。
なお、育児休業の延長も許容できる方の就労証明書がない場合、本届出の提出はできません。
- ◆本届出を提出する場合、4月入園二次募集から申込みを受付します。（一次募集では提出不可）
- ◆本届出を提出した場合であっても、必ず待機となることを約束するものではなく、入園を希望した保育所等に空きがあれば内定となります。
- ◆利用調整の結果、待機となった場合は、「利用調整結果通知書（待機）」を利用調整結果発表にあわせてご自宅に郵送します。なお、内定を辞退した場合は、「利用調整会議結果通知書（待機）」の発行は出来かねます。
- ◆「利用調整結果通知書（待機）」は通常、申込月初月のみ発行していますが、「利用調整会議結果通知書発行申請書」をご提出いただくことで、同年度の申込月以降の特定月についての「利用調整結果通知書（待機）」を発行することが可能です。詳しくは、区ホームページをご確認ください。
- ◆本届出を提出後に、通常の選考に切り替えたい場合は、「保育所等利用申込の希望変更届」の提出が必要になります。
- ◆保育所等利用申込書の利用希望園欄に、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除します。
（例：0歳児クラスの児童が0歳児未実施園を希望した場合、その園は削除し下位の園を繰り上げます。）
- ◆本届出を提出し待機となった場合は、保育の必要性の認定の対象外となります。
保育の必要性の認定申請を行う場合は、通常選考への切り替え、または、保育所等利用申込みの取下げが必要となります。

上記内容を、すべて承諾した上で提出します。

記入日 令和 年 月 日

署 名